

懲戒処分書

事務所 沖縄県石垣市字新川1641番地62
住所 [REDACTED]
土地家屋調査士 土地家屋調査士 高橋 潤
生年月日 [REDACTED]

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

戒告に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

- 1 土地家屋調査士高橋潤（以下「被処分者」という。）は、[REDACTED] [REDACTED]土地家屋調査士の登録を受け、上記肩書地において土地家屋調査士業務に従事している者である。
- 2 被処分者は、土地家屋調査士業務を行う事務所（以下「被処分者事務所」という。）を開設するに当たり、[REDACTED]（以下「申立人」という。）の事務所内に被処分者事務所を置いた。また、土地家屋調査士業務に必要な測量ソフトや測量機器等の什器備品について、申立人が費用を負担して購入したほか、被処分者事務所の賃料及び光熱水量も、申立人が負担していた。なお、補助者であった[REDACTED]に対する給与及び登記申請や測量業務に必要な登記情報提供サービスの使用料についても、申立人が負担していた。
- 3 さらに、被処分者の土地家屋調査士業務に対する現金以外の報酬は、依頼人から、自身名義の銀行口座に入金されていたものの、通帳は申立人代表者の弟が管理しており、被処分者は、その報酬の用途について詳しく把握していない状況であった。
- 4 被処分者は、被処分者事務所に「[REDACTED]測量登記事務所」と記載された看板を掲げていた。
- 5 被処分者は、土地家屋調査士業務に対する報酬を依頼者から受け取る際、基本的には振込による方法で受け取っていた。その際、領収証は、求められた場合に限り発行していた。

第2 処分の理由

以上の事実は、当局及び沖縄県土地家屋調査士会の調査等から明らかである。

- 1 土地家屋調査士は、土地家屋調査士でない者にその名義を貸与し、又はその業務を取り扱わせ若しくはその者に協力、又は援助してはならない責務がある。

しかしながら、被処分者は、申立人の事務所内に被処分者事務所を置き、土地家屋調査士業務に必要な測量ソフトや測量機器等の什器備品、光熱水量、補助者の給与及び登記情報提供サービス使用料を申立人が負担する業務環境の中、被処分者の土地家屋調査士業務に対する現金以外の報酬は、依頼人から、自身名義の銀行口座に入金されていたものの、通帳は申立人代表者の弟が管理しており、被処分者は、その報酬の用途は詳しく把握していない状況であった。

このような被処分者の各行為は、土地家屋調査士倫理規程第13条（非調査上との提携の禁止）「調査士は、調査士でない者にその名義を貸与し、又はその業務を取り扱わせ若しくはその者に協力、又は援助してはならない。」及び沖縄県土地家屋調査士会会則第89条に違反する。

- 2 土地家屋調査士は、調査士会に入会したときは、その調査士会の会則の定めるところにより、事務所に調査士の事務所である旨の表示をしなければならない責務がある。

しかしながら、被処分者は、沖縄県土地家屋調査士会会則第100条（表示）で規定される「沖縄県土地家屋調査士会会員土地家屋調査士何某事務所」と記載した表札を掲げなければならないところ、これに違反し、「**■■■■**測量登記事務所」と記載された看板を掲げていた。

このことは、同会則第100条の規定に違反する。

- 3 土地家屋調査士は、依頼者から報酬を受けたときは、領収証正副二通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して依頼者に交付しなければならない責務がある。

しかしながら、被処分者は、依頼者から報酬を受ける際、求められた場合に限り領収証を発行していた。

このことは、土地家屋調査士法施行規則第27条及び沖縄県土地家屋調査士会会則第96条第1項に違反する。

- 4 以上の被処分者の各行為等は、前記規定等のほか、土地家屋調査士法第



2条（職責）、同法第24条（会則の遵守義務）、沖縄県土地家屋調査士会会則第87条（品位保持等）、同会会則第88条（会則等の遵守義務）の各規定に違反するものであり、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うべき職責を有する土地家屋調査士としての自覚を欠き、土地家屋調査士の社会的信用を著しく失墜させるものであって、その責任は重大である。

しかしながら、被処分者は、当局及び沖縄県土地家屋調査士会の調査に素直に応じ協力的であり、これまでに処分を受けたことがなく、改悛の情も認められるなど斟酌すべき事情も認められる。

よって、これらの事情を考慮し、土地家屋調査士法第42条第1号により、主文のとおり処分する。

平成30年10月25日

那覇地方法務局長

